

事業番号	12	事業名等	下水道事業受益者負担金・分担金制度と前納報奨金
仕分け結果	市が実施（要改善）		担当課 下水道課

仕分けの論点	前納報奨金の考え方と率、制度のあり方
--------	--------------------

今後の方針	<p><b>【改善見直し】</b></p> <p>公共下水道において、受益者は同じサービスを受け、同じ料金体系にて使用料を払っているが、受益者負担金・分担金と前納報奨金については、統一できていない。見直しを図り、可能な範囲で統一し、平成24年度中に関係者に説明し、平成25年4月施行を目指す。</p> <p>前納報奨金の割引率については、一括納付のメリットを享受できる程度の率に変更し、かつ、県内他都市と同程度の率である8.12%に統一する。</p> <p>旧津山地区内での受益者負担金については、560円/㎡を賦課し現行のままとする。受益者分担金については、旧勝北地区、旧久米地区について統一する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者分担金額は、現行とおり30万円とする。</li> <li>・土地所有者に賦課する。</li> <li>・供用開始の翌年度に賦課する。</li> <li>・納期は、年4回×5ヵ年とする。</li> </ul>
-------	---

方針策定理由	<p>前納報奨金の割引率を全市で8.12%にする事により受益者の不公平感を払拭し、かつ県内他都市と同水準になり整合性もとれる。魅力的なインセンティブがないと一括納付が見込めず、早期財源の確保が困難になることと回収コストが増大する。</p> <p>受益者負担金については、先行して下水道が利用できる地区の住民と差が生じるため、現状のまま金額の変更はしない。</p> <p>受益者分担金については、受益者負担金の賦課方法（560円/㎡）に統一する事は、根拠法令が違う事と農家住宅の様な広い敷地を所有する方が多い地区には現実的でない。金額の変更も先行して下水道が利用できる地区の住民と差が生じるので、それ以外の項目で旧勝北地区と旧久米地区との統一を図る。</p> <p>現行の制度を変更するため、平成24年度に関係者への説明を行い、平成25年4月施行を目指す。</p>
--------	---